

令和 7 年度
川崎市町内会・自治会加入啓発広報業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

川崎市市民文化局
コミュニティ推進部市民活動推進課

1 件名

令和7年度川崎市町内会・自治会加入啓発広報業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務概要

町内会・自治会加入率の漸減は全国的な傾向であるとともに、本市においては、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加や核家族化の影響による世帯規模の減少、本市域での人口の増加等、町内会・自治会加入世帯数が増えない状況が続いている。これまでも町内会・自治会への加入促進に向けた啓発広報活動を行ってきたが、加入率の減少に歯止めをかけるため、新たな担い手となるファミリー層や子育て世代を重点的なターゲットとして町内会・自治会の活動等を発信し、その意義を認知してもらうとともに、町内会・自治会への自発的な加入につなげるため啓発・広報を行う。

4 内容

（１）町内会・自治会加入啓発広報手段の企画立案・実施

（２）その他

※詳細は「令和7年度川崎市町内会・自治会加入啓発広報業務委託仕様書」を参照

5 契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（公募型プロポーザル方式）

6 事業規模（予算概算額）

3,800,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※提案額が予算概算額を超過している場合は失格となります。

※受注者が業務を遂行するにあたり必要になる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しません。

7 応募資格

（１）自治体・公共団体・民間企業等における広報業務に関する実績又はノウハウがある者。

（２）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（３）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（４）令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者であること（業種コード:99その他業務 種目コード:99その他）。

ただし、参加意向申出書提出時において業者登録申請中の場合、企画提案会（令和7年10月9

日予定)までに業者登録されていれば、資格を認める。

(5) 次の条件を全て満たしていること。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- ・応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ・川崎市暴力団廃止条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- ・神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

8 手続き日程（予定）

募集開始	令和7年 9月 1日（月）
参加意向申出締切	令和7年 9月 8日（月）
質問書の提出締切	令和7年 9月10日（水）
企画提案書等の提出締切	令和7年 9月26日（金）
企画提案会の開催	令和7年10月 9日（木）
審査結果通知	令和7年10月中旬頃

9 担当部署

書類の配布、提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課 布家・大塚
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-2479
電子メール	25simin@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

※書類については下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000179185.html>

10 応募手続

(1) 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書（様式1）、実績表
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和7年9月8日（月） ※郵送の場合は必着

(2) 質問の提出・回答

質問がある場合は、質問書（様式2）を令和7年9月10日（水）午後5時15分までに電子メールで送付してください。回答は令和7年9月12日（金）までに電子メールで参加意向申出業者全員に送付します。

(3) 提案資格確認結果通知書の交付

資格の有無を確認し、令和7年9月18日（木）までに電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式3）」を送付します。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書については、最低限、以下の内容を含むように作成してください。また、作成にあたっては、具体的な表現により記載するよう留意してください。

- ・効果的な啓発広報展開の企画・提案
- ・仕様書に定める事業の具体的な実施手法
- ・本業務を実施する人員体制及び役割分担
- ・業務スケジュール

(5) 企画提案書等の提出

「参加資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

※様式自由、なお、③実績表については、必要に応じホームページに添付されている実績表を使用してください。

必要事項	①企画提案書：当該業務の企画内容を記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③実績表：近年の主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載 ④団体概要：団体の業務内容などがわかる資料（パンフレットなどで可）
提出部数	各8部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和7年9月26日（金） ※郵送の場合は必着

11 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和7年9月18日（木）から令和7年9月26日（金）の午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）までに辞退届（様式4）を郵送により申し出ください。※郵送は令和7年9月26日（金）必着

12 企画提案会

(1) 開催概要 (予定)

日時	令和7年10月9日(木) 午前 ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
参集場所	担当部署 ※参集場所から会場等へは担当者が御案内します。
会場	川崎市市民文化局会議室
内容	企画提案書の説明15分、質疑応答10分 ※プロジェクター等はありません。 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

(2) 評価基準

業務への理解度	15点	○事業目的を十分理解しているか。 ○仕様書の内容、趣旨に沿った提案内容となっているか。
企画提案の内容	60点	【取組意欲・積極性】10点 ○積極性があり、前向きな提案がなされているか。 【独自性・創意工夫】15点 ○仕様書に記載されていない独自の提案や、独創的な工夫がなされているか。 【具体性】25点 ○町内会・自治会の魅力の発信や、自発的な加入促進につながる提案内容となっているか。 ○重点的なターゲットであるファミリー層、子育て世代の町内会・自治会に対する認識を的確に把握し、ターゲットに対して効果的に訴求する提案内容となっているか。 【実現可能性】10点 ○提案の取組内容、規模等は適正か。
知識、能力、実績	10点	○本市の町内会・自治会の現状に関する知識を十分備えていると認められるか。 ○同種の業務実績があるか。
事業実施体制	10点	○実施スケジュールや計画が、実現可能な内容となっているか。 ○事業実施に必要なスタッフ体制が確保されているか。
企画内容と見積書の整合性	5点	○仕様書の内容が全て見積書に反映されているか。 ○企画提案内容と見積額を比較して、相当な見積書となっているか。

※全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しない。

(3) 同店の場合の措置

「企画提案の内容」の得点が高い者を特定します。「企画提案の内容」も同点の場合は「企画提案の内容」の内訳の「具体性」と「独自性」の合計点数が高い者を特定します。それでも同点の場合は、見積書の金額が低い者を特定します。

13 結果

審査の結果は、令和7年10月中旬頃に文書（様式5）で通知します。また、市ホームページで公表します。

14 その他

- (1) 選考結果の通知後、速やかに特定された業者と契約を締結します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 契約保証金は、免除とします。
- (5) 契約書の作成は、必要とします。
- (6) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、下記ホームページで閲覧できます。
<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨はそれぞれ日本語、日本円になります。
- (8) 関連情報を入手するための窓口は「9 担当部署」と同じです。